

指定管理者募集要項

(宍粟市千種ふれあいサロン)

令和 8 年 7 月

兵庫県宍粟市

1 指定管理者募集の目的

平成 15 年に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力やノウハウを幅広く活用することにより住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として、指定管理者制度が設けられました。

指定管理者制度では、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者等の団体も議会の議決を経て公の施設の管理運営を行う指定管理者になることができます。

そこで、兵庫県宍粟市では、宍粟市千種ふれあいサロンの住民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年宍粟市条例第 15 号）及び同施行規則（平成 17 年宍粟市規則第 7 号）の規定に基づき、指定管理者を募集します。

2 対象施設

- (1) 施設名 宍粟市千種ふれあいサロン
- (2) 住所 兵庫県宍粟市千種町室 1060 番地 1
- (3) 指定管理料 基準額を 13,300 千円/年（消費税額及び地方消費税額含む）とし、提案額の基準額に対する縮減率を採点の一部に反映するものとする。なお、最終的な指定管理料については、指定管理者決定後、改めて協議のうえ決定する。

【参考】令和 8 年度は 11,300 千円

指定管理料＝管理運営経費－利用料金及びその他収入－自主事業収益（※）

※自主事業収益の利益を差引くことやその差引額については、申請者の自由提案となります。

- (4) その他
 - ① 上記（3）指定管理料の基準額のうち温浴部分における燃料費（灯油）については、給付所小売価格調査（資源エネルギー庁）の令和 8 年 6 月 8 日週～7 月 6 日週の兵庫県灯油店頭価格平均 139.1 円/L を基に積算しています。そのため、計画書（R9-R14）の積算にあたっては、必ずこの単価を用いてください。当初指定管理料については、令和 8 年 10 月 1 日が属する週～10 月末日が属する週までの同調査における灯油店頭価格平均を基に調整を行うものとします。
 - ② 上記（3）指定管理料の基準額については、令和 8 年度に市が直接執行する次の委託業務を含んでいます。※金額は予算額
 - ・温泉設備機器保守点検（462,000 円）
 - ・ろ過循環系統配管洗浄及びオーバーフロー槽清掃（429,000 円）
 - ・貯湯槽及び貯泉槽洗浄（203,500 円）

3 申請資格

- (1) 申請者は、法人その他の団体、若しくはグループであること。（法人格の有無は問いません。）
 - ① 個人では申請できません。
 - ② 団体は、単独あるいは複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）で申請が可能です。

- ③ 単独で申請する場合は、他のグループの代表者または構成者となって申請することはできません。
 - ④ グループで申請する団体は、代表者を定めるものとし、代表者及び構成者を変更することは認められません。
- (2) 申請者（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）が次のいずれかに該当しないこと。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更正又は再生手続きをしているもの。
 - ③ 兵庫県又は宍粟市から指名停止措置を受けているもの。
 - ④ 国税・地方税を滞納しているもの。
 - ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。（以下「暴力団」という。）
- (3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ① 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの。
 - ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者。
- (4) 休日・夜間等において対応が必要な場合や、災害発生時など緊急時に迅速な対応がとれる体制を有するものであること。

4 指定予定期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日までの6年間とする。
ただし、申請者による指定期間の提案も可能とする。

5 申請手続

(1) 質問の受付

募集要項等の配布物に関する質問は、質問書（様式第10号）に記入のうえ、宍粟市千種市民局まちづくり推進課まで持参又は郵送、FAX、電子メールで提出してください。電話による質問は受け付けません。ただし、持参以外の場合は、必ず宍粟市千種市民局まちづくり推進課へ到達の確認連絡をしてください。質問の受付期間は、令和8年8月6日（木）午前9時00分から令和8年8月19日（水）午後5時00分まで（いずれの場合も必着）とします。質問に対する回答は、宍粟市公式サイト及び宍粟市千種市民局まちづくり推進課にて公表します。（令和8年8月24日（月）午後1時以降、個別の回答は行いません。）

(2) 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催します。参加を希望される団体は、現地説明会参加申込書（様式

第9号) に記入のうえ、宍粟市千種市民局まちづくり推進課まで電子メール又はFAXのいずれかにより、令和8年8月3日(月)午後5時00分までにお申し込みください。また、宍粟市千種市民局まちづくり推進課へ到達の確認連絡をしてください。

なお、説明会参加につきましては、原則2名までとします。(グループの場合は、代表者または構成者から各1名ずつとしてください。)

- ① 開催日時 令和8年8月5日(水) 午前9時30分から
- ② 集合場所 千種ふれあいサロン 1階エントランス

(3) 申請の受付

申請書類は、下記のとおり提出してください。

- ① 提出先 宍粟市千種市民局まちづくり推進課
- ② 提出期間 令和8年7月24日(金) から
令和8年8月31日(月) 午後5時00分まで

※申請書類は、簡易書留郵便もしくは持参により提出ください。

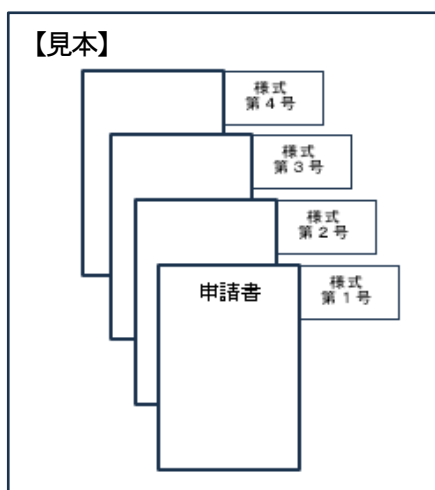
※持参の場合の提出時間は、午前9時00分から午後5時00分までです。

ただし、土日祝日は除きます。

※申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合は、受付することができません。

6 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。また、宍粟市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。なお、各書類一式は16部(原本1部、コピー15部)提出いただき、16部全てに様式ごとにラベルを貼り付けてください。



- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)

※グループ申請の場合は、グループ申請構成表(様式第1-1号)もあわせて提出ください。

- (2) 団体概要書(様式第2号)

※団体パンフレット等があれば、添付してください。

- (3) 申請団体事業計画書(様式第3号)

- (4) 収支計画書(様式第4号)

※自主事業を計画している場合は、自主事業収支計画書（様式4-1号）もあわせて提出ください。

(5) 主要業務実績一覧表（様式第5号）

※様式に書ききれない場合は、様式の行を追加するか、任意様式での提出でも構いません。ただし、任意様式の場合は必ず各項目を包括する様式としてください。

(6) 再委託予定調書（様式第6号）

(7) 職員配置計画書（様式第7号）

※あわせて、勤務・配置体系を分かりやすくした体系図、標準となる1か月分の勤務ローテーション（いずれも任意様式）についても作成ください。

(8) 誓約書（様式第8号）

(9) その他申請者に関する書類

① 定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書類

② 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し

③ 過去3か年度分の収支計算書、貸借対照表及び損益計算書

※法人以外の団体にあつては、収支決算書

④ 前期（令和7年度）の事業計画書・事業報告書

⑤ 当期（令和8年度）の事業計画書及び収支予算書

※新設団体等で該当書類がない場合には、設立総会等の議事録及び設立後申請までの間に活動した内容を記載した書類

⑥ 納税証明書（法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税、法人市民税）

※ただし、課税事業主でない団体については提出不要

⑦ 役員名簿

7 申請に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

① 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。

② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

③ 虚偽の内容が記載されているもの。

④ 市職員並びに本件関係者に対して、本件提案について不正な接触の事実が認められたとき。

⑤ 申請資格を有していないことが判明したとき。

⑥ 申請書による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

⑦ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと宍粟市が認めたとき。

⑧ その他不正な行為があったと宍粟市が認めたとき。

(2) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 申請書類の取扱い

提出された申請書類は、理由を問わずお返しできません。

(4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(5) 費用負担

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

(6) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

8 選定方法等

宍粟市指定管理者選定審議会を設置し、指定管理候補者（優先交渉権者）を選定します。審議会は非公開とします。

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査 ※質疑応答を含む。

① 開催時期・場所

時期：令和8年9月25日（金）午前

場所：宍粟市役所（兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6）

※開催日・会場は決定次第、後日連絡します。

② 出席者

統括責任者及び各担当者など原則3名以内とします。

③ 説明手順等

プレゼンテーションは、審査基準内容に基づき、事前に事務局へ提出した申請団体事業計画書（様式第3号）を中心に20分以内で説明してください。

説明にあたっては、パソコン等の機器の使用も可能とします。その場合、プロジェクター、スクリーンは事務局で用意するものを使用できますが、パソコンについては、各自持参してください。

プレゼンテーション終了後、審議会委員より質疑を行います。質疑応答は40分程度以内とします。

※プレゼンテーションの実施順は、申請を受け付けた順とします。

④ 評価方法

申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ、審議会委員が審査基準及び審査項目に基づく採点を行います。

合計点数の6割以上を得点し、かつ、最も得点の高い申請者を優先交渉権者とし、次点の申請者を第2交渉権者とします。なお、6割の点数を超える申請者がいない場合は、指定管理候補者（優先交渉権者）は該当なし、とします。

※上位2者以上が同点の場合には、審査項目「収支計画書」（指定管理料等）の点数が高い提案者を上位とします。さらに、上記の審査項目も同点の場合には、当該申請者がくじを引いて上位を決定します。

⑤ 傍聴の禁止

プレゼンテーション参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。

(2) 審査基準

審査基準	審査項目	審査内容
(1) 利用者の平等な利用を確保できるものであること、及びサービスの向上が図られるものであること (条例第4条第1項第1号)	設置目的の理解	施設の設置目的を理解した上で、利用者の平等な利用を確保するための管理・運営内容となっているか。
	サービス向上	利用者サービスの向上のため、どのような工夫を具体的に考えられているか。
		利用者ニーズを積極的に取り入れる考えであるか。 また、管理運営及び自主事業に反映する内容になっているか。
		利用者から寄せられた苦情に対しての対応は適切か。
(2) 施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること、並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること (条例第4条第1項第2号)	施設管理	施設の管理運営において、建物、付属設備及び備品を適正に管理する方策となっているか。 また、安全面・衛生面に配慮した適正な管理方策となっているか。 その他、再委託した場合の点検・管理の方法は適切か。
	管理経費	管理運営経費の縮減を図るための具体的な内容となっているか。
	収支計画書	収支・支出の積算及び指定管理料の算出が妥当であり、事業計画との整合性は図られているか。 また、指定管理料の縮減が図られる計画となっているか。
(3) 管理を安定して行う物理的能力及び人的能力を有する団体 (条例第4条第3号)	経営基盤	申請者の経営基盤は安定しているか。
	実施体制	職員の雇用についての考え方は適切か。
		実際に施設運営ができる職員配置となっているか。 また、施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置することとなっているか。
		施設を適切に運営するための人材育成・研修計画となっているか。
(4) 施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有する団体 (条例第4条第1項第4号)	業務実績	類似実績、また当施設を管理運営する上での技術・手法を持ち合わせているか。
	自主事業計画	自主事業計画を持ち合わせているか 持ち合わせている場合は、実施可能な内容であるか。
(5) その他	危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。
	情報管理	個人情報保護の保護対策については万全な対策が講じられているか。

※表中にある「条例」とは、「宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を指します。

(3) 審査結果の公表

得点等の審査結果は、宍粟市公式サイトに公表します。ただし、申請者名については、公にすることにより当該団体の利益を害するおそれがあるため、非公表とします。

9 指定管理者の指定手続き

指定管理者の指定は、地方自治法の規定に基づき、議会での議決が必要となります。議決までの間、指定管理候補者は、宍粟市と管理及び運営に関する仮協定書を締結します。（議決後に本協定を締結）

※おおよそ以下のスケジュールを予定しています。

10月：指定管理選定結果通知

11月：仮協定締結

12月：議会の議決による正式決定

10 ダウンロード資料

- ① 指定管理者募集要項（本データ）
- ② 指定管理者申請関係書類一覧
- ③ 指定管理者申請書様式集
- ④ 指定管理業務仕様書
- ⑤ 施設の概要（直近の利用状況、歳入・歳出明細、修繕実績含む）
- ⑥ 施設備品台帳
- ⑦ 施設平面図
- ⑧ 宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則
- ⑨ 宍粟市千種保健福祉センター条例及び同管理規則
- ⑩ 宍粟市情報公開条例及び同施行規則
- ⑪ 宍粟市行政手続条例及び同施行規則
- ⑫ 宍粟市暴力団排除推進条例

11 問い合わせ先

〒671-3201

兵庫県宍粟市千種町千草 168 番地

兵庫県宍粟市千種市民局まちづくり推進課

担当者：小河、太田

電 話：0790-76-2210（直通）

FAX：0790-76-8020

メールアドレス：ch-machizukurisuishin-ka@city.shiso.lg.jp